

# ○ 東京都市大学情報基盤センター規程

平成 23 年 3 月 16 日  
制 定  
改正 平成 26 年 2 月 24 日

(設置)

**第 1 条** 東京都市大学に、情報基盤センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

**第 2 条** センターは、全学の共同利用施設として、情報及び情報処理システムに関する教育・研究の遂行、情報ネットワークを含む情報システムの有効な整備・運用・改善、並びに各キャンパスの独自性に基づいた整備・運用・改善を図ることを目的とする。

(定義)

**第 3 条** 情報ネットワークとは、教育・研究及び大学運営を目的として各キャンパスに設置される情報通信網及びそれに関連する情報機器をいう。また、情報システムとは、教育・研究及び大学運営を目的として各キャンパスに設置される情報ネットワーク及び情報機器をいう。

(構成)

**第 4 条** センターに、次の組織を置く。

- (1) 世田谷キャンパスに情報基盤センターSC
- (2) 横浜キャンパスに情報基盤センターYC
- (3) 等々力キャンパスに情報基盤センターTC

2 センターの本部を、情報基盤センターSC に置く。

(所長)

**第 5 条** センターに所長を置く。

2 所長は第 2 条の目的を達成するため、センターの業務を統括する。

3 所長は、学長が大学協議会に諮って任命する。

4 所長の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 所長が任期途中で退任したときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 所長に事故あるときは、学長の指名した者がその職務を代行する。

(副所長)

**第 6 条** 第 4 条第 1 項の各組織に副所長を置く。

2 副所長は第 2 条の目的を達成するため、各組織を統括する。

3 副所長は、当該キャンパスに存在する学部の学部長が学部教授会に諮って任命する。ただし、キャンパスに複数学部が存在する場合には、当該学部の学部長が協議し、各学部教授会に諮って任命する。

- 4 副所長の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 副所長が任期途中で退任したときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 副所長に事故あるときは、当該キャンパスに存在する学部の学部長が指名した者がその職務を代行する。ただし、キャンパスに複数学部が存在する場合には、当該学部の学部長が協議し、指名した者がその職務を代行する。

(業務)

**第7条** センターは以下の業務を行う。

- (1) 本学の情報化に関する中長期ビジョンの策定と、大学運営戦略会議、大学協議会等への提案
- (2) 本学の情報システムの整備・運用・改善とそれに係る規程整備
- (3) 本学の情報環境に関する対外的な窓口機能
- (4) その他、第2条の目的達成のため必要な事項

2 第4条第1項の各組織は以下の業務を行う。

- (1) 各キャンパスの運営方針の策定と情報基盤センター運営会議への提議
- (2) 各キャンパスの情報システムの整備・運用・改善
- (3) 各キャンパスの情報環境に関する窓口機能
- (4) その他、情報基盤センターとしての策定事項の遂行

(運営会議)

**第8条** センターの運営を円滑に行うために運営会議を置く。

2 運営会議の規程は、別に定める。

(各キャンパスの運営委員会)

**第9条** 第4条第1項の組織の運営を円滑に行うために運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の規程は、各組織において別に定める。

(職員)

**第10条** センターに、次の職員を置く。

- (1) 教育職員(教育系技術職員を含む。)
- (2) 事務職員

2 前項の職員のほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(その他)

**第11条** この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、運営会議が発議し、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則(平成26年2月24日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。